

農地法第3条許可申請書 添付書類関係一覧

＜所有権移転(売買・贈与・交換)＞	
1	農地法第3条申請書・・・農業委員会に用意しています。
2	土地全部事項証明書(旧:土地登記簿謄本)・・・法務局(大津出張所)にて交付されます。
3	法人登記簿謄本・・・法務局にて交付されます。
4	法人定款又は寄付行為の写し
5	印鑑・・・双方「認印」で可

＜賃借権の設定(賃貸借・使用貸借)＞	
1	農地法第3条申請書・・・農業委員会に用意しています。
2	土地全部事項証明書(旧:土地登記簿謄本)・・・法務局にて交付されます。
3	法人登記簿謄本・・・法務局にて交付されます。
4	法人定款又は寄付行為の写し
5	印鑑・・・双方「認印」で可

農業経営基盤強化促進法による申請 添付書類関係一覧

＜所有権移転(売買・贈与・交換)＞	
1	所有権移転申請書・・・農業委員会に用意しています。
2	土地全部事項証明書(旧:土地登記簿謄本)・・・法務局(大津出張所)にて交付されます。
3	印鑑証明書(譲渡人(売主等))・・・市役所市民課にて交付されます。
4	住民票(譲受人(買主等))・・・市役所市民課にて交付されます。
5	法人登記簿謄本・・・法務局にて交付されます。
6	法人定款又は寄付行為の写し
7	印鑑・・・売主等は「実印」、買主等は「認印」

「あっせん
名簿」に登
録してある
専業農家
等が対象
です。

＜賃借権の設定等(賃貸借・使用貸借)＞	
1	利用権設定申請書・・・農業委員会に用意しています。
2	印鑑・・・双方「認印」で可

＜注意事項＞

○未相続農地の貸借については、相続登記を完了してから申請をおこなうことが望ましいのですが、都合により相続が完了していない場合については、「農地法」では相続関係者の過半の権利を有する者の同意、「農業経営基盤強化促進法」では相続関係者全員の同意が必要となります。申請の際には別紙「土地相続代表者確約書」を添付してください。なお、所有権移転については相続登記完了後に申請をお願いします。

○土地全部事項証明書に記載されている住所が、現在の住所と異なる場合には、記載されている者が申請人と同一人物であるか否かを確認しなければなりませんので、「農業委員会に提出する書類として必要なため、現在の住所から土地全部事項証明書の記載されている住所につながる附票をください。」と市役所市民課にお申し出ください。もし、その後もつながらなかった場合には、再度、農業委員会にご相談願います。

※ 担当農業委員さんへご連絡をお願いします。